

令和3年第4回定例会 一般会計予算・決算審査特別委員会（第3日目）
経済建設分科会審査記録

- 1 日 時 令和3年12月10日（金） 午後1時00分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第142号 令和3年度村上市一般会計補正予算（第13号）
- 4 出席委員（8名）
- | | | | |
|----|-------------|------|--------|
| 1番 | 姫路 敏君 | 2番 | 山田 勉君 |
| 3番 | 大滝 国吉君（委員長） | 4番 | 菅井 晋一君 |
| 5番 | 尾形 修平君 | 6番 | 川村 敏晴君 |
| 7番 | 川崎 健二君 | 副委員長 | 小杉 武仁君 |
- 5 欠席委員
なし
- 6 傍聴議員（1名）
富樫 雅男君
- 7 地方自治法第105条による出席者
議長 三田 敏秋君
- 8 オブザーバーとして出席した者
なし
- 9 説明のため出席した者
- | | |
|-------------------------|-----------|
| 副 市 長 | 忠 聡君 |
| 農 林 水 産 課 長 | 稲 垣 秀和君 |
| 同 課 農 業 振 興 室 長 | 中 川 博之君 |
| 同 課 農 業 振 興 室 係 長 | 菅 井 学君 |
| 同 課 林 業 水 産 振 興 室 長 | 伊 藤 幸夫君 |
| 同 課 林 業 水 産 振 興 室 副 参 事 | 臼 井 信一君 |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 小 川 良和君 |
| 地 域 経 済 振 興 課 長 | 田 中 章穂君 |
| 同 課 経 済 振 興 室 副 参 事 | 玉 木 善行君 |
| 同 課 経 済 振 興 室 係 長 | 鈴 木 清美君 |
| 観 光 課 長 | 永 田 満君 |
| 同 課 観 光 交 流 室 長 | 片 岡 昌幸君 |
| 同 課 観 光 交 流 室 係 長 | 船 山 ケイ子君 |
| 建 設 課 長 | 伊 与 部 善久君 |
| 同 課 整 備 室 長 | 須 貝 民雄君 |
| 同 課 整 備 室 副 参 事 | 伊 藤 孝雄君 |
| 同 課 管 理 室 長 | 本 間 孝幸君 |
| 同 課 管 理 室 係 長 | 矢 部 和貴君 |
| 同 課 日 沿 道 対 策 室 長 | 小 池 一栄君 |
| 都 市 計 画 課 長 | 大 西 敏君 |
| 同 課 参 事 | 小 野 道康君 |
| 同 課 建 築 住 宅 室 長 | 淺 野 宏君 |
| 同 課 都 市 政 策 室 長 | 風 間 貴志君 |

上下水道課長	山田知行君
同課経営企画室長	長谷部 淳君
荒川支所産業建設課長	渡 邊 修君
神林支所産業建設課長	齋 藤 雄一君
同課産業観光室長	高 橋 雄大君
朝日支所産業建設課長	加 藤 泰君
同課産業観光室長	高 橋 和憲君
山北支所産業建設課長	小 田 和弘君

10 議会事務局職員

局 長	長谷部 俊 一
書 記	中 山 航

(午後 1時00分)

特別委員長（大滝国吉君）開会を宣する。

○本特別委員会の審査については、本特別委員会に設置した経済建設分科会の所管事務について審査することとし、同分科会の審査については、分科会の会長には常任委員長が、副分科会長には常任副委員長が就任し、議事運営することとした。

分科会長（川崎健二君）経済建設分科会の開会を宣する。

○本日の審査は、議第142号の経済建設分科会所管分について審査した後、議第142号の経済建設分科会所管分について賛否態度の取りまとめを行う。

日程第3 議第142号 令和3年度村上市一般会計補正予算（第13号）のうち本分科会所管分を議題とし、担当課長（地域経済振興課長 田中章穂君、建設課長 伊与部善久君、農林水産課長 稲垣秀和君、農業委員会事務局長 小川良和君、上下水道課長 山田知行君、観光課長 永田 満君、都市計画課長 大西 敏君）から歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

歳入

第14款 使用料及び手数料

（説明）

地域経済振興課長 それでは、歳入についてご説明申し上げます。10P、11Pを御覧ください。歳入、14款1項6目第1節商工使用料、説明欄1、露店市場使用料31万9,000円を減額するものであるが、これは本年度コロナ対策にのっとり村上大祭、瀬波大祭、そして岩船大祭、そして1件文化祭等に出店予定をしていた露店について、本年度中止したことによる収入の減である。以上だ。

第15款 国庫支出金

（説明）

建設 課長 同じく10P、11Pの中頃であるが、15款2項4目第1節の道路橋りょう費補助金で

ある。説明欄を御覧いただきたいと思う。1、社会資本整備総合交付金で1億2,467万5,000円を減額計上させていただいた。これは令和3年度の社会資本整備総合交付金において、国への要望時に当該交付金に含まれていた踏切道内の道路改良事業が本年度から創設された補助金に移行されたことによる減額分と、それを除く交付金の国費の当初予算計上額に対し、減額での交付決定があった額を合わせた1億2,467万5,000円を減額させていただいたものである。次に、2、道路メンテナンス事業費補助金で96万2,000円の減額計上をさせていただいた。これは、今年度の道路メンテナンス事業補助金の要望額に対して、交付決定額による減額分を計上させていただいたものである。次に、踏切道改良計画事業費補助金で1億2,064万2,000円を新たに計上させていただいた。先ほども説明をさせていただいたが、令和3年度の社会資本整備総合交付金において、国への要望時には当該交付金に含まれていた踏切道内の改良事業が本年度から創設された踏切道改良計画事業費補助金に移行されたことから、新規で交付決定額の1億2,064万2,000円を計上させていただいたものである。

第16款 県支出金

(説明)

農林水産課長 12P、13Pを御覧ください。第16款県支出金、2項4目1節の農業費補助金については、説明欄1、農林水産業総合振興事業費補助金103万7,000円の増額については、農業法人が整備いたす農機具等に係る県補助金であって、令和3年度事業の第四次要望調査を行った結果、新たに2件の要望があり、必要見込額が3,833万7,000円となることから増額補正を行うものである。

農業委員会事務局局長 同じく説明2、農地集積・集約化促進事業補助金は、地域で農地中間管理事業を活用して農地の集積、集約化に取り組んだことにより交付される地域集積協力金と、農業をリタイアするに当たり、農地を中間管理機構に貸し付けた農業者に交付される経営転換協力金で、今年度の取組面積が確定したことで当初予算との差額分を計上させていただいたものである。以上だ。

第21款 諸収入

(説明)

地域経済振興課長 21款6項6目6節商工雑入、説明欄1、各種大祭臨時電灯設備料75万円の減額、そして説明欄2、村上大祭臨時ごみ収集所使用料10万5,000円の減であるが、臨時電灯設備料については、3つの大祭の出店中止に伴う減額である。説明欄2のごみ収集については、村上大祭に限った内容であるが、同じく中止に伴う減額である。以上だ。

歳入

第14款 使用料及び手数料

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第15款 国庫支出金

(質疑)

姫路 敏 この踏切道改良というのは、先ほどの議論していたやつかな、桃崎ではなかった。

(「違う違う」と呼ぶ者あり)

姫路 敏 違うかね。これ何だね。
建設 課長 先ほどの桃崎人道橋もJRに係るやつなのだけれども、今回のこの分については、今7号から神林支所に入るところの今宿の改良をやっている関係の踏切で事業をやっている。

川崎分科会長 会津屋のところ。

姫路 敏 あれもやっぱりJRにお金を出すということか。そういうことなのか。
建設 課長 いわゆるJRの軌道内、敷地内についてはJRに委託工事という形になっている。
姫路 敏 もう過ぎた・・・今回出てくるのか分からないけれども、幾らなの、それって。

(何事か呼ぶ者あり)

姫路 敏 補助は半分か。人道は半分だよな。
建設 課長 補助率については、先ほどの人道橋と同じで58.85%だ。
姫路 敏 分かった。では、それで大体金額分かるからいい。ありがとうございます。

第16款 県支出金

(質 疑)

尾形 修平 農業委員会のほうなのだけれども、集積の関係で経営転換したということで金額増えているので、当初予定よりも増えているかと思うのだけれども、全体で何件の経営転換が図られたのか。

農業委員会事務局長 今回、当初、経営転換ということで600アール、要は60ヘクタールを当初見込んでいたが、今回、経営転換という形では51件の80.96ヘクタールというふうな形の面積になっている。当初のときには件数というよりは面積での積算だったので、当初件数というふうな考え方はしていなかったもので、比較はちょっとならないが、そういう形になる。

尾形 修平 これ地区でいうとどちら、やっぱり神林地区が余計か。

農業委員会事務局長 今回は神林地区だけではなくて、山北以外の全ての地区で届出が出ている。
姫路 敏 ちょっと今のところをもう一回、転換というのは、仕事が誰かに売ったとかということの考え方でいいのかな。

農業委員会事務局長 この経営転換の部分については、売ったではなくて、基本的には農地中間管理機構を通じて貸付けを行うというふうな格好の中で、ほぼ皆さんが水稻部門をリタイアされると、要は今まで自分で水稻を耕作していたものをやめて、新たに担い手の方に貸付けを行うというふうな形で、要は経営をリタイアされるというふうな考え方をしていただければよろしいかと思う。

姫路 敏 ちょっと教えてもらいたいものだけれども、年くってきて、なかなか田んぼの作業ができないと、まず。それで、ちょっと辞めたいのだけれども、子どもらもないし、田んぼをやる人に、誰かにお売りしたいとか、そういうようなことというのは結構あるものか。それというのはこれではないかな、まず最初に。

農業委員会事務局長 今姫路委員がおっしゃるのがこれに当たる。要は今までやっていただけども、もうできなくなったので、人をお願いしたいという形で手続された結果の、そのときに中間管理機構というところを活用した方が今回の対象になる。

姫路 敏 例えば1反歩あって、1反歩というか、そのぐらいのものがあって、今1反ということはないか、もうちょっと広がったりするわけだけれども、それで俺辞めたいと、いや、とっってもお金も苦しいし、100万円ぐらいで何とかならないかと、誰かやってく

れないか、買い取ってくれないかということをお農業委員会のほうに申し出れば、それなりのことでちょっと探してみても、Aさんという人がいるけれども、どうだろうと。それでしてくれというのはAさんが100万円を買うわけだ、まず。では、そのAさんには、よくやってくれたということでお金が入るとのこと。

農業委員会事務局長 これは、俗に言う退職金みたいな格好になるので、辞めた方に対する交付金になる。リタイアされた方に対して交付されるお金になる。ただ、あと売買の場合は、この経営転換協力金の対象にはならない。あくまでも貸付けをするという形になるので、内容によってやっぱり若干対象になる、ならないはあるので。

川崎分科会長 分かったか。

姫路 敏 分かった。ありがとうございます。そういう方、私に3人ぐらいの方、相談している人いるのだ。そういうのは農業委員会のほうに相談していただいて、売買はしなくても、もうやってくれということの人に対して来るお金なのだね。分かった。

農業委員会事務局長 ただ、この制度については令和3年度まででなくて、令和4年度以降については、もう一つの地域集積協力金というふうなことの取組と合わせた形でないと、今度交付対象にはならないという形になる。今年度の方までが単独でリタイアされるというふうな手続で交付対象となっている。

尾形 修平 今のに関連してなのだけれども、これあくまでも中間管理機構に出した数字だろう。だから、さっき言ったように相対でやったやつは、当然農業委員会では実績というのを把握しているかと思うけれども、このやつというのは相対に比べるとやっぱり余計か、中間管理機構を通したほうが。

農業委員会事務局長 貸される方のケース・バイ・ケースで、経営転換協力金の対象になれる方は、どちらかというところをこちらを使いたいというふうな形になるし、そうでない方も多々いらっしゃるんで、そういう方が基盤強化法というふうなところでの法律に基づく賃貸借の契約になるので、どちらが多いかと言われて、大体半々、そんなに大きな差はないかと思う。ただ、今年はこちらを選ばれてというふうな形の取組をされた方が若干多いのかなと思う。

尾形 修平 ちなみに、これリタイアされる方に関しては農機具とか、そういうのも買取りも含めて有利な制度だと私も思っているのだけれども、やっぱりマッチングというか、マッチングしない部分もあるわけだ。実際に話しすると、貸手はいるけれども、借手がいなくて。やっぱり地域によって偏差があると思うのだけれども、その辺担当から見てどうか。

農業委員会事務局長 今尾形委員おっしゃるとおり、場所によっては若干マッチングに苦労する箇所もある。ただ、農業委員会としてはできるだけ耕作放棄地の発生につながるようなことはしたくないというか、考え方をしているので、できるだけいろんな方に当たって、耕作を受けていただくような努力はさせていただいている。ただ、一人の方がお持ちの農地でも、やはり条件の悪いところについてはちょっと駄目だというふうなところは正直あって、受けていただける農地といただけない農地が出てきているというのも今の現状である。

姫路 敏 これ、それでもって山北以外ということになっているわけか。山北以外って、山北を抜けたのだろうか。どういうこと。

(「なかった」と呼ぶ者あり)

姫路 敏 なかったということね。山北はないのだ、こういうものは。

農業委員会事務局長 なかったわけではなくて、正直なかったわけなのだけれども、この手続で申

請された方がなかったということで、ほかの基盤強化法だとか、そういう形での貸し借りでやられている方はいらっしゃるので、山北が借りていただけないとか、そういうものでは正直ない。

第21款 諸収入

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

歳出

第4款 衛生費

(説 明)

上下水道課長 それでは、上下水道所管分の一般会計の補正予算についてご説明させていただく。ページは22P、23Pになる。4款1項1目保健衛生総務費のうち、説明欄1の簡易水道事業会計繰出金13万8,000円、説明欄2の上水道事業会計繰出金マイナス2万4,000円だが、こちらについては簡易水道事業会計、上下水道事業会計の補正の際にもご説明したが、いずれも人事異動に伴う人件費の過不足などに対して繰出金を調整するものである。以上で説明を終わる。

第6款 農林水産業費

(説 明)

農業委員会事務局長 それでは、24P、25Pを御覧ください。6款1項1目農業委員会費の職員人件費については、5名分の所要額の調整を行うものである。

農林水産課長 2目農業総務費については、説明欄1、農業総務費職員人件費958万5,000円の減額については、20人分の人事異動による所要額の補正である。以下、職員人件費の補正理由は同様である。続いて、26P、27Pを御覧ください。3目農業振興費の18節負担金、補助及び交付金については、説明欄1、農業振興経費の農林水産業総合振興事業費補助金103万7,000円の増額については、令和3年度事業の第四次要望を行った結果、農業法人が整備いたすトラクター、田植機などの導入に係る補助金について、必要額が3,833万7,000円となることから、増額補正を行うものである。

農業委員会事務局長 同じく説明欄2、機構集積協力支援事業経費の機構集積協力金については、今年度の取組面積が確定したことで、当初予算の差額を計上したものである。

農林水産課長 5目農地費については、説明欄1、農業土木職員人件費11万5,000円の減額については、4人分の人事異動のほか、再任用職員の期末手当等による所要額を補正するものである。

建設 課長 同じく農地費でその下になるが、2、地籍調査事業職員人件費で55万3,000円の増額計上をさせていただいた。これは、地籍調査事業に係る職員の人事異動等による給料、職員手当等の増額によるものである。

農林水産課長 2項林業費の1目林業総務費については、説明欄1、林業総務費職員人件費128万円の増額は、10人分の人事異動等による所要額を補正するものである。続いて、3項水産業費の1目水産業総務費の説明欄1、水産業総務費職員人件費2万7,000円の減額については、職員1人分の所要額の補正である。続いて、3目漁港管理費の説明欄1、漁港管理費職員人件費3万7,000円の減額については、職員1人分の所要額を補正するものである。

第7款 商工費

(説明)

地域経済振興課長 それでは、28P、29Pを御覧ください。7款1項1目商工総務費であるが、説明欄1、商工総務費職員人件費441万9,000円を減額するものであるが、これは職員7人の調整及び人事異動に伴う調整額である。

観光 課長 同じく7款1項2目商工業振興費の物産振興経費について、5,900万円の増額補正である。歳入で見込まれている1億5,000万円の寄附金の増額補正に伴う記念品代の経費を増額補正させていただくものである。以上だ。

地域経済振興課長 同じく3目露店市場費である。説明欄1、露店市場運営経費1,153万8,000円を減額する内容であるが、こちらについても、3大祭中止に伴う減額の額である。以上だ。

観光 課長 同じく6目の観光費、観光費職員人件費については、人事異動等に伴う調整で減額するものである。以上だ。

第8款 土木費

(説明)

建設 課長 28P、29Pの下段になるが、8款1項1目土木総務費である。説明欄を御覧いただきたいと思う。1、土木総務費職員人件費で1,088万2,000円の減額計上をさせていただいた。これは、土木総務に係る職員の人事異動等による給料、職員手当等の減額によるものである。ページをめくっていただいて、30、31Pになるが、2項2目道路維持費である。説明欄を御覧いただきたいと思う。1、道路維持管理経費で100万円の増額計上をさせていただいた。これは、施設維持保全業務委託において、3月までに不足が見込まれる管理経費について増加計上をさせていただいたものである。次に、2、道路対策事業経費で91万2,000円の増額計上をさせていただいた。これは、道路対策事業経費のうち道路メンテナンス事業費補助金対象事業の精算による全体事業費の調整のため増額計上をさせていただいたものである。その下、3、除雪対策経費で4億7,158万9,000円の増額計上をさせていただいた。内訳の主なものとして、除排雪委託料で今後3月までに不足が見込まれる経費として4億8,000万円の増額計上をさせていただいた。また、社会資本整備総合交付金による小型ロータリー除雪車購入における請負差額分143万3,000円の減額のほか、除雪機械リース料で847万8,000円の減額計上をさせていただいた。次に、2項3目道路新設改良費である。同じく説明欄を御覧いただきたいと思う。1、市道整備事業経費で167万円の減額計上をさせていただいた。これは、社会資本整備総合交付金事業における市道府屋勝木線物件調査算定業務委託ほか1件の精算による減額計上である。次に、2、道路改良事業費職員人件費で465万5,000円の減額計上をさせていただいた。これは、道路改良事業に係る職員の人事異動等による給料、職員手当等の減額によるものである。次に、4項2目河川改良費である。同じく説明欄を御覧いただきたいと思う。1、急傾斜地崩壊対策経費で急傾斜地崩壊対策事業経費負担金25万円の増額計上をさせていただいた。これは、現在県で実施いただいている寝屋地区の急傾斜地崩壊対策事業において、事業の進捗を図るために本年度の事業費が増額となる見込みであることから、相応する負担金額25万円の増額を計上させていただいたものである。次に、5項1目港湾管理費である。同じく説明欄を御覧いただきたいと

思う。1、港湾一般経費で48万1,000円の減額計上をさせていただいた。これは、市が会員等になっている新潟県港湾協会並びに岩船港利用促進協議会の各種活動がコロナ禍の影響で制限されたために、本年度の会費の徴収が取りやめになったことから減額の計上をさせていただいたものである。以上である。

都市計画課長 続いて、都市計画課所管分についてご説明いたす。次のページ、32、33Pを御覧ください。8款6項1目都市計画総務費については、説明欄の1、都市計画総務費職員人件費については、都市計画課8人分の人事異動及び給与改定に伴う人件費の補正である。続いて、その下になる。住宅費である。8款8項1目住宅管理費、説明欄の1、住宅対策経費、修繕料については公営住宅の不時修繕に係る修繕費の不足見込額100万円を増額するものである。その下、設備保守点検業務委託料100万円の減額は、委託料金の確定によるものだ。続いて、工事請負費については新規入居に係る内部修繕工事費の不足見込額200万円を増額するものである。続いて、説明欄の2、住宅管理費職員人件費については、都市計画課5名分の給与改定に伴う人件費の補正である。以上だ。

第2表 債務負担行為補正 (説明)

地域経済振興課長 地域経済振興課所管分としては、一覧表の一番上になる村上市勤労者総合福祉センター指定管理料、令和3年度から令和8年度までのものを指定管理者との協定に基づく額を債務負担行為とさせていただきたいと思う。所管分、続けてよろしいだろうか。4行目、住宅リフォーム事業補助金、こちらについても令和3年度から令和4年度まで、住宅リフォーム事業に係る補助金の限度額として債務負担行為を認めていただきたい内容である。以上だ。

農林水産課長 それでは、農林水産課所管分についてご説明いたす。上段から2段目の神林有機資源リサイクルセンター及び3段目のイヨボヤ会館、イヨボヤ会館駐車場、イヨボヤ会館公衆便所、三面川休憩所、村上市鮭公園の指定管理料だが、指定管理の指定に係る資料でご説明したとおり、いずれも今年度末で指定管理の期間が満了となるため、引き続き令和4年度から令和8年度までの5年間の協定を行うもので、指定管理者との協定に基づく額を限度額としている。以上だ。

観光 課長 同じく表の上から5番目と6番目である。村上市営あらかわゴルフ場及び村上市民ふれあいセンター指定管理料の令和8年度までの債務負担について、先ほど協議いただいた分の債務負担行為の補正である。以上だ。

歳出

第4款 衛生費

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第6款 農林水産業費

(質疑)

姫路 敏 6款に限らず、どこも出てくるのだけれども、これはやっぱり期末手当が減額になったという要素で、職員の手当というのが減っているという考え方でいいのかな。

農林水産課長 先ほどもちょっと説明でご説明したのだが、人事異動に係る分もある。そのほかに

期末手当の減額等もある。

姫路 敏 人事異動に係る部分というのは、農林水産課から出て行って、誰も来ないということ。そういうことなの、この人事異動というのは。

農林水産課長 本年度に入って春の異動があったけれども、その際に農林水産課から出ていった人もいれば、入ってくる人もいるので、その給料の補正である。

姫路 敏 そうすると、軒並み出ていったのが多いということだね、これ各課全部そうだとすることは。出て行って、来ないのだ、農林水産課も皆。出て行って、来ないということだろう、人事異動して。そして、減額になったわけだ。

地域経済振興課長 当課のケースのことを説明させていただくと、人事異動の人数は変わっていない。ただ、出向する職員と新たに当課のほうに異動になった職員が同じ給与体系での単価ではないケースが多々あるので、そういう意味での増減もあり得るかと思う。

農林水産課長 農林水産課においても、今ほど地域経済振興課の課長が申したとおり、定員のほうは変更ない。それぞれの職員の階級だとか、いろいろなそういった変更に伴う職員の給料の変更である。

第7款 商工費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第8款 土木費

(質 疑)

菅井 晋一 除雪費についてちょっとお伺いする。今朝の新聞で、弥彦村が除雪、深刻な業者不足とか出ていたのだが、弥彦村は正規の職員11人が免許を取って除雪に行く、こんなことはちょっとあり得ないのだけれども、業者の撤退とか、オペレーターの高齢化などで人手不足になっているということなのだけれども、村上市は大丈夫だろうか。

建設 課長 今言われるとおりに、除雪車のオペレーターの高齢化と、それから不足があるということで、今県中心になって、オペレーターの確保のための協議会みたいなのをつくって、今後どうしていったらいいかということなのだが、市の場合、幸い今のところ何とかぎりぎりの体制ではいるけれども、やっているが、昨年度というか、今年の1月、2月みたいに連続して降られると、もう休む暇もないくらいにオペが対応していかないといけないということで、そういったオペの確保については今後課題であるかなということ、いろんなちょっと今意見が出ていて、例えば農業者で冬休みで免許を持たれる方をお願いしたらどうかとか、あとは業者のほうについては、建設業者については業界のお話を聞くと、今、昔みたいに仕事がいっぱいなので、職員をどんどん雇うような状況でもない、今後増やすというのはなかなかやっぱり厳しいので、別な方面からでもまた探していただけないかというようなお話もあるので、今後県、それから国とも協議しながら、確保の方法についてはやってみていかないといけないかなというふうには考えている。

菅井 晋一 なかなか業者も人手不足で大変だかなと思う。それで、私たまたま今年の夏、庭木の、うちではないけれども、造園屋頼んで、若い人来て、こんな若い人やっているなど。冬どうしていると思ったら、冬は土建屋の除雪のオペレーターしていると。なるほどと。それはいいのだけれども、ところが、今年は雪降ったからよかったけ

れども、その前の年が全然なくて、ほとんど冬場は金にならなかったと、そういう話聞いた。それで、上越のほうは待機手当というか、待機料も、出なくてもある程度人員を確保するためにそういうのをやっているということなので、ぜひ村上市もその辺、でないと本当に人員確保できないと思うのだ。専業農家とか、そういう冬場仕事ない人はちょうどいいのだ、オペレーターは。そういう人員を確保する意味で待機料を、雪降ったときはいいのだ。雪のないとき、これから雪が少なくなるので、ぜひその辺もこれから人員確保のために、やっぱり降らなくても、ある程度業者に金が回るような仕組みをつくってもらいたいと思う。

建設 課長 おっしゃることそのままであって、今県の積算資料を使わせていただいているのだが、全く降らなかったとき、全くただ働きみたいというか、人だけ集めて、払うお金がないとならないように、待機料も設定して設けてあるし、それから業者の機械を借り上げるというか、使う分に対しても、いわゆる不稼働の補償、それから管理費等についても積算上見られているので、去年はどつつり降ったけれども、おとしみみたいに何も降らなかったときでも一定の額については保障される仕組みにはなっている。

菅井 晋一 なっているようだけれども、恐らく全然足りないのだと思う。そうやって実際聞けば、本人に渡っていないみたいなので。いや、それは業者によるから、一概に言わないけれども、しっかり行き渡るような方向を考えてください。よろしく願います。

姫路 敏 今除雪のところなのだが、消雪パイプというのは本当にもう造られないのか。もう平成14年なのだよ、あれ。佐藤栄之進さんが最後の仕事のときに県とあれしたら、県のほうはいわゆる海水が混じる可能性もあるしということで、枯渇するということもあり得るし、そうなっては困るのでということで、そこから消雪パイプという整備作業というのはやめたのだけれども、ずっときて、それだけ消雪パイプの水のくみ上げる量が多いのだろうけれども、それは本当にもう駄目なのだからね。

建設 課長 村上市全体で申し上げると、荒川地区でもまだ今新設でやっているところもある。ただ、旧村上市街地、この辺りについては、今委員もおっしゃったとおり、海岸部については河床下がった影響なのか塩水化が始まっていて、なかなか井戸水くみ上げるのか厳しいという話と、併せてもうかれこれ十数年前になるけれども、もう地下水が三面川の伏流水が多く入っているものだから、河床下がった関係で地下水が下がってきて、今現在、古くなったのもあるのだけれども、当時掘ったいわゆる揚水量が確保できないような今状態になっていて、軒並み水の出が悪いとかということで苦情をいただいているところなので、なかなかやっぱり市内についてはちょっと非常にまだ厳しいのかなというふうに思っている。

姫路 敏 あの出る穴を例えば30センチだか1メートル、分からないけれども、あの穴の距離を多くすれば伸びるのではないかな。物理的なことなのだけれども、そういうわけにいかないのだろうか、ばあっと流れ出ると、もう。私の言いたいのは、具体的に言うと瀬波浜町の私の家から松波町下っていくだろう。その瀬波浜町で終わるのよ、消雪パイプ。いつも毎年松波町の人が不服なのよ。何で瀬波にあって、その坂の下で止まって、私らのところはないのという話になるわけだ。だから、私は消雪に処理場の捨てているお湯をこっち持っていけばという、そういうのが、困るとアイデア出てくるのだ、いろんな意味で困っている。要するに松波町の方々というのは、村上市全部ではないけれども、旧村上市にしてみれば、その処理場の処理してい

るのを脇に抱えて、臭いもたまに臭いのを我慢しながら生きていて、消雪パイプも来ないということになると、これはやっぱり問題なわけだ。だから、何かそこを手当ないのか。例えば新田町も同じようなところがあるのだけれども、あそこも全くないのだ。だから、どういふのだろう、それ何とかならないわけ。

建設 課長

おっしゃるように井戸に少し余裕あれば、パイプを少し延ばして、消雪区域を広げるといふ可能性はあるのだけれども、先ほど申し上げたとおり当初掘った計画用水路に対しても、もうそこにも達していない状況で、なかなか新しく延ばすのはやっぱり厳しいという状態であって、今メインパイプといふか、水出てくるあれがかれこれ古いものだともう40年近くたっているのだから、補助金を使って改修作業を今神林のほうから進めていくけれども、今度村上のほうも含めて少しずつ改修していこうといふことでやっているのだから、その中で井戸駄目なところ等についてそれをやめて、別なところに掘ってみて、その状況を見て、そのときにでももし伸ばせるほどの余裕の水が出てくるようであれば、ある程度は勘案できるかと思う。ただ、新たに掘って、全部やるという話には多分ならないかもしれないけれども、一定の対応はできる可能性は残っているかと思う。

姫路 敏

そういうためにも、例えば瀬波1号線のところにある消雪パイプは井戸を使わずにやるということを考えれば、そういうふうな方向性がもし出せるようであれば、あそこはたしか井戸に2つぐらい掘っていると思うのだけれども、本当に何度も言う、申し訳ないけれども、処理場の排水しているのを使えて、それが回るようになれば、随分と消雪パイプの効果にもつながるし、もう一つは除雪ももうほとんど除雪車たまに来るだけでよくなるのではないか。そうすると、違うところにも向けられるし、そういう意味からいって、再利用ということでも真剣にまた考えて、私定例会あるたびにこれは申し上げているけれども、何とかそういうことのために必死なのよ、はっきり言って。本格的にちょっと諮ってもらいたいけれども、どうか。

建設 課長

委員のほうからは何度もそういうお話伺っていたので、瀬波1号全体で実質上消雪パイプを敷設するとすればどの程度の水量が必要かとか、そういったものについてはもう既に算定して、出してある。上下水道課とも相談しながら、いわゆる処理水の有効活用のやり方も含めて今検討させてもらっているところなので、もう少しちょっとお待ちいただければと思う。

姫路 敏

それは何とか早急に進めていただきたいといふふうに思っている。やっぱりそれがあって画期的な再利用ということにつながる。もう一つ、31Pの港湾費のところなのだが、たしか長谷川議員だったっけ、一般質問のところでも燃料代が高くなってきているといふことで、確かに漁業者もつらい部分もあるのだろうし、相当なやっぱり燃料代といふのはかかる。ところが、もしそこだけに負担とかそういうのを出したら、今はついていないけれども、皆苦しんでいるところいっぱいあるわけだ。漁協だけにそういった手当が出たといふことになると大変なことになるので、それは悪いことではないかもしれないのだけれども、では運送会社とかどうなるのだと、こういうふうにつながっていくので、慎重に物を考えたいと思うけれども、副市長はどう思う。

副市長

漁業者だけではなくて、恐らく農業経営においても、あるいは運送業、その他いろんな産業でこの影響は受けているかと思う。少し時期はあれだけれども、来週、実は商工会議所、商工会からの経営指導員の方々から、これは定期的に実情をお伺いしているし、今国会で議論されている次の補正予算、こういった中にもコロナの経

済対策が織り込まれているというふうに承知しているので、そこを見極めながら、適時適切に対応できるように、偏ったものではなくて、広くそういった方々の影響を、実情を把握しながら、対応していきたいというふうに思うので、ご承知していただきたいと思う。

姫路 敏 そうあるべきだと思うので、あの一般質問のやり取り聞く限りは、つけるよというような雰囲気でのやり取りが漂ったわけだ。これは大変なことになるなど、そういうこともあるので、慎重にその辺もっていつてもらいたいなと思った。第8款はこれで終わらせていただく。

第2表 債務負担行為補正

(質 疑)

姫路 敏 リフォーム事業なのだが、これいつも翌年度の分を2月ぐらいから募集かけたり、そういう加減があるので、こうやって出てくるのだらうと思うのだけれども、募集は毎年1回なのか。2回ぐらいに分けてということは考えられていないのか。

地域経済振興課長 今のところ1回で、複数回の募集は考えていない。

姫路 敏 恐らくそれ債務負担行為の6,000万円くらいかなと考えているけれども、それ間違いないか、大体、するときは。

地域経済振興課長 翌年度についても、本年度と同等の内容で考えている。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(賛否態度の発言)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、賛否についての発言を求めたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第142号のうち経済建設分科会所管分については、起立全員にて原案のとおり認定すべきものと態度を決定した。

分科会長(川崎健二君)閉会を宣する。

(午後 1時55分)